

広川町農業委員会

第 32 回総会議事録

令和 5 年 3 月 6 日

広川町農業委員会第 32 回総会議事録

令和 5 年 3 月 6 日広川町農業委員会第 32 回総会が広川町役場 3 階 301・302 号会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 3 号 農地転用計画変更による申請に関する件
- 議案第 4 号 非農地証明に関する件
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について
- 議案第 6 号 広川町農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について
- 議案第 7 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法の改正に伴う農地法第 3 条第 2 項第 5 号で定めた下限面積及び別段面積公示の廃止について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
会長	大 石 義 勝	6	馬 場 敦 子
会長代理	古 賀 秀 之	7	渡 邊 和 江
欠	中 村 和 浩	8	鐘ヶ江 百合子
2	中 村 正 明	9	山 崎 義 史
3	山 村 佳代子	10	稲 員 雅 史
4	梅 本 康 孝	11	野 田 光 浩
5	丸 山 敬二郎	12	渡 邊 鉄 也

農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
1	田 中 秀 典	8	弓 削 和 幸
2	重 野 秀 夫	9	船 越 誠 治
3	鹿 田 勝 師	10	野 田 隆 文
4	萩 尾 喜久夫	11	山 下 淳
5	丸 山 和 幸	12	中 島 和 彦
6	馬 場 啓 介	13	牛 島 信 二
欠	中 島 康 則		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 川村 亮二 書記 熊添 博

会長代理 古賀秀之 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、議案第1号1件、議案第2号2件、議案第3号1件、議案第4号1件、議案第5号14件、議案第6号11件、議案第7号1件、議案第8号1件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、4番 梅本康孝 農業委員、10番 稲員雅史 農業委員を指名し審議に移ります。報告事項 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位1 大字太田 他2筆 借受人：■■■■、貸付人：■■■■ 解約理由 耕作者の都合により 解約後は貸付人の孫が就農し耕作する予定 順位2 大字広川 借受人：■■■■、貸付人：■■■■ 解約理由 農地売買のため 順位3 大字広川 借受人：■■■■、貸付人：■■■■ 解約理由 耕作者の都合により 解約後は農業法人が借受け耕作する予定 順位4 大字広川 借受人：■■■■、貸付人：■■■■ 解約理由 耕作者の都合により 解約後は農業法人が借受け耕作する予定 順位5 大字広川 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 解約理由 農地売買のため

議長 事務局の説明が終わりました。報告事項1 順位1から順位5について質問意見等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら次に移ります。報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位1 大字 太田 他1筆 借受人：■■■■、貸付人：■■■■、申請理由 耕作者の都合により 順位2 大字太田 他1筆 借受人：■■■■、貸付人 ■■■■、申請理由 耕作者の都合により解約後は新たに耕作される方がいる旨報告。

議長 事務局の説明が終わりました。報告事項、順位1から順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議長 他に質問意見等が無いようでしたら次に移ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に関する件について審議します。順位1について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字広川 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 売買

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

10番 野田隆文 推進委員 事務局から説明がありましたとおりで申請地は私が借りていた農地ですがイノシシによる被害で耕作できませんでした。今回■■■■さんが取得したいと

いうことで申請された次第です。取得された後は適切に管理されるようお願いしていますのでよろしくお願ひします。

議 長 順位 1 について質問意見等ありましたらお願ひします。

11 番 野田光浩 農業委員 適切に管理されるのであればありがたいですが■■■ ■■■さんが 1 月に取得された農地についてもまだ以前のままですので、先にそちらを適切に管理すべきでないかと思ひます。

10 番 野田隆文 推進委員 今、言われましたように■■■ ■■■さんが 1 月に取得された農地については以前借りてあった農家の方のパイプハウスが建ったままで年内に撤去される予定で撤去された後は適切に管理されるということです。

10 番 稲員雅史 農業委員 申請人の■■■ ■■■さんが申請地周辺を取得されてありますが何か目的でもあるのでしょうか。耕作目的で取得されていないのではないように思ひますが。

事務局 農地法 3 条申請ですので耕作目的で取得されているものと判断しています。

2 番 中村正明 農業委員 申請地の状況がよくわからないので申請地の写真はないんですか。

事務局 今回写真はありますが次回からは写真も撮って説明します。

10 番 野田隆文 推進委員 申請地は先程もご説明したとおり大変荒れておりまして、農地として適切に管理されますよう私からも再度申し上げます。

11 番 野田光浩 農業委員 パイプハウスが建っている農地も、今回申請されている農地も基盤整備地区内の農地ですので荒らしていただかないようにだけはお願ひしたい。

3 番 山村佳代子 農業委員 申請地は水田として利用される場合には用水路はあるんですか。

10 番 野田隆文 推進委員 用水路はありますが水田として利用するのは難しいと思ひます。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 挙手少数 (過半数満たず)

議 長 異議無い方の挙手が少数でしたのでこの件については今まで取得された農地の管理があまりできていないということで、保留にしたいがよろしいでしょうか。

委 員 全員異議なし

議 長 全員異議ないということで順位 1 については保留とし次に進みます。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件順位 1 について事務局の説明をお願ひします。

事務局 説明 順位1 大字川上 他1筆 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：持分1/4■■ ■■
他3名 申請理由 建売住宅用地（3戸）

議長 担当推進委員さんが欠席されておりますので事務局の説明のみでご審議をお願いします。

11番 野田光浩 農業委員 申請地の周囲の状況はどうなっているのでしょうか。

事務局 隣接地は住宅が建っております。

11番 野田光浩 農業委員 排水はどこにされるのでしょうか。

事務局 下水道が整備されていないため、合併浄化槽を設置され道路側溝へ排水される計画になっています。

議長 他に質問意見等はありませんか。

委員 質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位2 大字久泉 他1筆 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 一般住宅用地

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

6番 馬場啓介 推進委員 譲渡人の■■ ■■さんは後継者もおられませんので農地の管理が困難ということで売りたいということです。譲受人の■■ ■■さんは申請地の隣に住んでおられ住宅用地に転用されるもので水利承諾等も取れており、何ら問題ないと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

3番 山村佳代子 農業委員 申請地の盛土された残りの農地はどうされるのでしょうか。

6番 馬場啓介 推進委員 野菜を植えて農地として耕作されます。

議長 他に質問意見等はありませんか。

委員 質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第3号農地転用計画変更による申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1大字日吉 他6筆 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 変更理由当初貸倉庫として貸付予定の会社が撤退したため、事務所、資材置場、駐車場用地として売買するもの。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

5番 丸山和幸 推進委員 只今事務局から説明がありましたとおり貸倉庫として転用許可を受けておられましたが、貸付を予定していた会社が撤退したため新たに■■■■に事務所、資材置場、駐車場用地として売買したいということですのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。議案第4号非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字長延 他2筆 申請人 ■■■■ 理由 現況が山林化しているため。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

4番 萩尾喜久夫委員 事務局から説明がありましたとおりで以前は県道まで申請人の農地でしたが一部売られて細い農地については申請地から県道への排水路に利用されてあります。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

11番 野田光浩 農業委員 非農地になった後は周囲の農地への影響はないのでしょうか。

2番 中村正明 農業委員 申請地の状況がよくわかりませんが、草刈り等を定期的にされれば非農地にもならないのではないのでしょうか。

事務局 去年、区のほうから道路が通行しにくいため管理されるようにお願いされましたので道路際は雑木を伐採されています。

10番 稲員雅史 農業委員 非農地になったら農業委員会への農地転用手続きは不要になるのでしょうか。

議長 農地法の適用は外れますが、農振農用地区域であれば農振法による計画変更の申請や他の法的手続きが必要になる場合があります。

7番 渡邊和江 農業委員 申請地に接している細い道路の道路幅はどれくらいですか。

事務局 約2m位です。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 挙手少数（過半数満たず）

議 長 異議無い方の挙手が少数でしたのでこの件については保留とし次に移ります。議案第 5 号農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転 順位 1 大字水原 譲受人 ■■■■■■ 譲渡人 ■■■■■■ 利用
権設定 順位 1 大字一條 他 1 筆 借受人 ■■■■■■ 貸付人 ■■■■■■ 他 12 件

議 長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。所有権移転及び利用権設定について質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。議案第 5 号について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし休憩します。

休憩 14 : 25 再開 14 : 35

議 長 休憩を取り消して再開します。議案第 6 号広川町農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について事務局の説明をお願いします。

事務局 農用地区域からの除外 順位 1 ～順位 5 内容説明。

議 長 事務局から説明がありましたが質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 異議もないようですので次に移ります。農地以外の農用地区域からの除外 順位 1 ～順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 農地以外の農用地区域からの除外 順位 1 ～順位 2 内容説明。

議 長 事務局から説明がありましたが質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 異議もないようですので次に移ります。農用地区域内の用途区分の変更 順位 1 ～順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 農用地区域内の用途区分の変更 順位 1～順位 3 について説明。

議長 事務局から説明がありましたが質問意見等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議長 異議もないようですので次に移ります。農用地区域への編入 順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 農用地区域への編入 順位 1 について説明。

議長 事務局から説明がありましたが質問意見等ありましたらお願いします。

委員 質問意見なし

議長 異議もないようですので議案第 6 号について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とし次に移ります。議案第 7 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について事務局の説明をお願いします。

事務局 農業委員会法の改正により農業委員会が農地等の利用を適正に活用するため遊休農地の解消や担い手への農地集積や新規参入の促進を具体的な指針を定めることになったため農業委員会の意見を求める旨説明。

議長 事務局から説明がありましたが質問意見等ありましたらお願いします。

11 番 野田 光浩 農業委員 私の地区でも新規参入者の方が農地を借りていますが資金の融資ができずにまだ何も作付けされていないと聞いておりますがその後の状況について説明をお願いします。

事務局 その方については町が認定新規就農者として認定しておりますが、言われたように制度資金の融資ができなかったため営農計画の達成が困難な状況です。今後の農地の管理と営農計画について話し合いするように本人に連絡しております。

議長 今、借りてある農地の管理はされてあるんですか。

11 番 野田 光浩 農業委員 事務局から連絡して管理はされています。

議長 他に質問意見等はありませんか。

委員 質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。議案第 7 号について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とし次に移ります。議案第 8 号農業経営基盤強化促進法の改正に伴う農地法第 3 条第 2 項第 5 号で定めた下限面積及び別段面積公示の廃止について事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法の一部改正により令和5年4月1日より農地法も一部改正され下限面積の要件が撤廃されそれに伴い別段面積についても廃止する旨説明。

議長 事務局の説明が終わりましたので、この件について質問意見はありませんか。

5 番 丸山敬二郎 農業委員 私のように子供と世帯が別でも子供は農地を取得できるということでしょうか。

議長 今までは世帯で下限面積を満たす要件がありましたが、4月からは別世帯でも耕作目的であれば農地を取得できるようになりました。他に質問意見等はありませんか。

委員 質問意見なし

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。